

進捗状況の目安 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない D：順調でない
※進捗状況のカッコ内は前年度の評価

基本施策1 地域包括ケアの仕組みづくり					
施策の方向性(1)包括的相談支援体制の構築					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備 ②相談支援包括化のための多機関連携強化 ③包括的・継続的マネジメント支援の推進 ④ソーシャルワーク機能の向上 ⑤アウトリーチ（地域に出向く支援活動）による支援の充実	○福祉保健部管理課と生活支援課の地下1階への移転にあわせ、属性や世代を問わず地域住民の相談を受け止める「福祉の総合相談窓口（仮称）」の開設に向け、関係部署との協議を進めた。 ○包括的支援体制の構築に向けた多機関強化の取組として、福祉保健分野の各部署で相談業務に携わる職員14名を相談支援包括化推進員に任命、相談支援包括化推進連絡会議を開催し(4回)、重層的支援体制整備事業への理解促進や個別ケースの検討を行った。 ○要保護児童等の適切な保護及び支援を図るための要保護児童対策地域協議会、生活困窮者等の支援を行うための支援会議等、各種会議を開催し、関係機関で連携した支援を行った。 ○ケアマネジャーのスキルアップを図り、相互のネットワーク構築を促すため、オンライン等を活用しながらケアマネジャー研修会(12回)を開催したほか、区職員や相談支援機関職員等の分野横断的な知識やアセスメント力の向上を目的としたソーシャルワーク機能向上研修(2回)を開催した。 ○令和4年度に地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）を1名増員し、当事者や地域等から寄せられた相談に対し、アウトリーチによる支援を行うとともに、長期的な支援が必要なケースについては伴走型支援を行った。また、アウトリーチの拠点として、各地域で「ちょこっと相談会」（136回・延べ相談件数140件）を開催した。	B (B)	○令和6年度の重層的支援体制整備事業の実施とあわせ、福祉の総合相談窓口（仮称）の実施体制についても検討を行うほか、京橋地域以外においても、包括的に相談を受けられる体制について検討する必要がある。 ○複雑化・複合化する課題の内容によっては、福祉保健分野以外の部署との調整・連携が必要となる。 ○複合的な要因で生活困窮に陥った方、児童虐待やヤングケアラー等を含む要保護児童、地域で課題を抱えた高齢者等、支援を必要とする様々な方に対して、適切なサービスにつなげる必要がある。 ○区民からの相談を受ける職員が、複雑化・複合化する相談者の課題を的確に把握し、適切なサービスにつなげることができるよう、幅広い分野の知識を深め、アセスメント力を高めていく必要がある。 ○課題が深刻化する前に相談支援機関へつながらずには、地域住民による緩やかな見守りが欠かせないが、地域住民から地域福祉コーディネーターに寄せられる相談がまだ少ない状況である。	○福祉の総合相談窓口（仮称）については、福祉保健部生活支援課で実施しているくらしとひとの総合窓口との一体的な整備を見据え、引き続き検討を重ねるとともに、京橋地域以外の体制についても、整備方法の検討を行っていく。 ○相談支援包括化推進員については、福祉保健部以外の部署の配置も検討し、包括的支援体制のさらなる推進を図る。 ○引き続き、各種会議を開催し、各関係機関との情報共有や連携強化を図るとともに、専門的知識を有する職員の知識を生かしながら継続的に支援する体制づくりを行っていく。 ○ソーシャルワーク機能向上研修の実施により、引き続き、多くの職員に対しソーシャルワーク機能の向上を図っていく。 ○地域福祉コーディネーターの役割や機能を周知するとともに、住民主体の地域活動に参加し、参加者とのコミュニケーションを通して、地域住民が気軽に相談できる関係性の構築に努める。	○マンションの増加等により、地域のつながりの希薄化や孤立化が進んでいると感じている。行政に相談することのハードルが高い人が気軽に相談できる窓口の設置により、適切な支援につないでいくことが大切だと思う。

施策の方向性(2)健康づくりの推進					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①生涯を通じた健康づくりの推進 ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ③ライフステージに応じた食育の推進 ④歯と口の健康づくりの推進 ⑤こころの健康づくりの推進	○中央区国民健康保険データヘルス・特定保健指導等評価委員会を開催し、健康課題の明確化・共有を行うとともに、データヘルス計画に基づいた生活習慣病重症化予防等の取組を行った。 ○特定健康診査について、令和4年度は新たに、年度途中に国民健康保険に加入した方に受診券を送付(238件)する等、様々な手法で周知を行った。また、生活習慣病予防教室(6回)・講演会(6回)の開催や、ウォーキングマップの配布等により健康に関する知識・情報の普及を図った。 ○「区民スポーツの日」「健康福祉まつり」等において「中央粋なまちトレーニング」の普及啓発を図るとともに、「自宅で粋トレ！」事業や粋トレ動画配信により、継続した健康づくりを促した。また、元気応援サポーター卒業生による高齢者通いの場をはじめ、令和4年度は4団体の通いの場が立ち上がったほか、コロナ禍で活動できなかった団体も活動を再開した。 ○「食べよう野菜350運動」等の各種運動の強化月間に、テレビ広報やポスターの掲出、リーフレットの配布等、普及啓発活動を実施した。また、ホームページ「食育ガイド」に、食育情報5項目・レシピ9品を追加したほか、新たに野菜・共食・離乳食等のレシピ動画34品を掲載した。 ○保育所では給食レシピの作り方等を紹介したほか、小中学校では、地産地消メニューの提供や野菜摂取目標量を意識した献立を提供する「ベジチャレンジ」を実施した。 ○産前産後、成人・高齢者向けの歯科健康診査を実施するとともに、産前歯科健診は妊婦面接で助産師から説明する等の効果的な受診勧奨を行った。また、3年ぶりに歯科表彰式(8020達成者、よい歯のすこやか家族)を実施することができた。 ○保健所、保健センターにおいて専門医または保健師による精神保健福祉相談を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した内容で精神保健講習会を開催した。また、身近な方の悩みに気付き、必要な支援へとつなぐゲートキーパー養成講座を2回開催し、コロナ禍前と同程度の人数が参加した(79名)。	B (B)	○データヘルス計画において、糖尿病性腎症重症化予防事業や受診行動適正化事業等、指導実施率の目標を達成できていない事業がある。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を見定めながら、生活習慣病予防に関する教室・講演会を開催したものの、受講者を減らしたの開催となった。 ○高齢者通いの場を実施する担い手や場所が不足しているほか、「中央粋なまちトレーニング」の認知度がまだ低い状況である。 ○食育情報の発信を強化し、食育の関心度を高めるとともに、子育て世代から高齢者までわかりやすい情報発信の方法を検討する必要がある。 ○健全な食生活の実践には、家庭における食育も大切であり、乳幼児、児童、生徒はもとより保護者への食育の関心を高める必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、給食を楽しみながら食べることや保護者や近隣住民を交えた食育が困難な状況だった。 ○歯と口の健康づくりは全身の健康づくりにつながるものであるが、高齢者歯科健康診査の受診率は横ばい、成人歯科健康診査及び産前歯科健康診査の受診率は微減した。 ○精神保健福祉相談については相談支援に繋がらないケースや潜在的なニーズに対し、適切な支援につなげることが求められるとともに、社会情勢の変化を踏まえた相談体制の取組を検討する必要がある。	○現行計画に基づき実施している事業の効果を把握するとともに、データヘルス計画の改定に向け、適宜見直しを行っていく。 ○生活習慣病予防等の各種教室等の開催規模をコロナ禍前の規模で実施し、引き続き普及啓発を図っていく。 ○元気応援サポーター等のボランティアを養成し、高齢者通いの場の立ち上げを促すとともに、引き続き、区のおしらせで活動場所の提供を呼びかけ、活動を推進する。また、区のイベント等様々な機会を捉え、粋トレの周知を図る。 ○ホームページ「食育ガイド」に実践しやすい簡単な料理の作り方を紹介した動画を掲載するほか、高齢者を対象としたレシピ集も作成する等、情報発信の強化に努める。 ○子どもが意欲的に食に関わる体験を重ね、食への興味・関心を高めるとともに、保育所では保護者への給食試食体験会、小・中学校では保護者・地域の方々を招待するふれあい(交流)給食の実施等により、食育の推進を図っていく。 ○歯科教室や歯科表彰式を通じて、歯と口の健康づくりの普及啓発に努めるとともに、各種イベント等の機会を捉えた周知等により、さらなる受診率の向上を図る。 ○過労や生活困窮、育児・介護疲れ等に関する相談窓口において、精神保健福祉相談(「こころの健康相談」)の周知を図っていく。あわせて、社会情勢の変化を踏まえてゲートキーパー養成講座の内容や対象者を検討するとともに、身近な場所で早期に気付き、適切な支援につなげることができるよう、計画的にゲートキーパーを養成していく。	○働く方にとって平日開催の講座は参加しにくいと思われる。空いた時間に受講できるように講座等の配信やDVDの普及等があると良い。 ○ゲートキーパー講座修了者の活用方法や継続的な人材育成を示していただけると良い。

施策の方向性(3)在宅療養支援の推進					
取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①在宅医療・介護連携の推進 ②在宅療養生活を支えるサービスの充実 ③認知症施策の推進 ④医療的ケア児者の支援 ⑤難病・がん患者の支援 ⑥在宅療養の普及・啓発	○在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場である在宅療養支援研修を、区全域を対象に1回、日常生活圏域を対象におとしより相談センターが1回ずつ開催した。 ○在宅療養者が自宅での生活を継続できるよう、緊急かつ一時的に入院できる病床を確保（利用実績延べ34人・352日）したほか、介護者の急病・心身の著しい疲労時等に利用できる医療ニーズの高い要介護高齢者向け緊急ショートステイサービスを提供した。 ○おとしより相談センターの訪問活動等により、認知症が疑われるが受診に結びつかない高齢者を把握し、認知症地域支援推進員が中心となり認知症初期集中支援チームの訪問につなげた(2件)。 ○重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の居宅又は通学する特別支援学校に訪問看護師を派遣し、一定時間医療的ケアを代替するレスパイト事業を実施(23名)した。 ○福祉センターで行っている生活介護事業においては、都立東部療育センターとの医療連携により、専門医による巡回指導(4回)、医療的ケア者の体調不良時の対応等の指導を受けた。また、連絡会において、緊急の新規利用者受入時に必要な情報、フロー図の共有を行った。 ○医療的ケア児支援連携部会を開催(2回)するとともに、医療的ケア児コーディネーターによる区内在住の医療的ケア児の全数把握と情報共有を行った。 ○難病医療費助成の申請受付、難病患者福祉手当の申請受付・支給（10,917件）を行った。また、外見の変化を伴うがん治療中の方の就労等の社会参加を応援するため、ウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成した。 ○区民が在宅療養や在宅での看取り等に関するイメージを持ち、自分のこととして考えてもらえるよう、感染症対策を講じ、人数や時間の制限をして、講演会を開催した。	B (B)	○医療機関と介護サービス事業所がお互いの顔の見える関係づくりができる場である在宅療養支援研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により、グループワークの時間を短縮しての開催となった。 ○高齢者人口の増加に伴い、医療と介護を必要とする高齢者等の増加が見込まれるため、在宅療養では使いやすい病床の確保等が必要である。一方、医療ニーズの高い要介護高齢者の緊急ショートステイは令和4年度の利用が2名であり、実績がほとんどない。 ○在宅レスパイト事業については、利用時間の上限を超えた利用を希望する声がある。 ○感染症リスクが高い医療的ケア者に対し、設備等の環境整備による感染症対策を引き続き検討することが重要であり、従来の活動、事業を再開するための方法を検討する必要がある。 ○中央区における医療的ケア児コーディネーターの役割を明確にし、活用方法を検討する必要がある。 ○在宅療養を幅広い世代に知ってもらい、自宅で暮らし続けるための医療・介護・生活支援サービス等を自ら選択していく意識を高めてもらえるよう、シンポジウムのテーマを選択していく必要がある。	○日常生活圏域ごとの交流会開催により、より身近な地域で少人数での交流を増やすことで、医療と介護の連携を進めていく。 ○在宅療養者にとってより利用しやすい医療機関の病床を継続して確保するとともに、利用実績の少ない医療ニーズの高い要介護高齢者向け緊急ショートステイサービスについては見直しを検討していく。 ○在宅レスパイト事業について、利用上限時間の拡大を検討する。 ○医療的ケアが必要な障害者が、安心して通所できるよう、これまでのノウハウを生かした感染症対策を徹底するとともに、専門医からの助言等を受けながら、事業活動の再開に向けて取り組んでいく。 ○東京都や他区の動きを注視しながら、医療的ケア児コーディネーターの情報を収集し、本区におけるコーディネーターの役割を明確にしていく。 ○多くの方の関心が高いテーマを設定する等シンポジウムの内容の充実を図るとともに、敬老大会等のイベントでの案内配布や区ホームページへの掲載を行う等、引き続き積極的な周知を行っていく。	○在宅療養者とともに、療養者を支える家族への支援も必要だと思う。

施策の方向性(4)生活支援サービスの充実					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備 ②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援 ③多様な主体による生活支援サービスの充実 ④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化 ⑤地域ケア会議の活用	○令和4年度に生活支援コーディネーター・地域福祉コーディネーターを1名増員し、第一層協議体に1名、各生活圏域に1名配置することができた。 ○第一層協議体(地域ささえあいづくり協議体)(2回開催)では、地域活動の担い手のネットワーク化に向けた取組や高齢者に関連した社会資源について、第二層協議体(支えあいのまちづくり協議体)(3地域×4回開催)では、各地域における高齢者の孤立防止に関する仕組みについて、意見交換を行った。 ○地域活動の代表者による相互交流の機会を設けたほか、ささえあいサポーターの交流会を開催し、地域活動の担い手のネットワーク化に取り組んだ。 ○多世代交流スペース「はまるーむ」で4団体、勝どきデイルームで3団体が新規に地域活動を立ち上げた。 ○ファミリーサポート事業や虹のサービス事業では、提供会員・協力会員の登録時講習会等を各地域での開催や夜間開催によって実施した。 ○中央区社会福祉法人連絡会で実施した「おたよりでつながるまごころ」プロジェクト」は、令和4年度はより地域に根付いた公益活動となるよう高齢者向けサロンや敬老館にも参加を呼びかけ、施設によっては直接の交流が実現できた。	A (A)	○生活支援コーディネーターによる個別支援は、精神疾患を抱えた高齢者や、高齢者の家族（ひきこもり等）への支援等、個々の対応が求められるほか、地域とのつながりのない高齢者も増えている。 ○地域活動を立ち上げたいという相談は増加傾向にあるが、立ち上げに至らない事例や、後継者不足により活動継続が難しい事例もあり、長期的な支援が求められる。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触を避ける傾向が続き、ファミリーサポートや虹のサービスの提供会員の拡大が課題となっている。 ○「おたよりでつながるまごころ」プロジェクト」はコロナ禍で顕在化したニーズ等をもとに開始した事業であるため、今後は取組を継続するかも含め、実施を検討する必要がある。また、地域公益活動については、法人により主体性に差が出ている。	○各協議体での情報の共有や、地域におけるニーズの把握、関係機関との連携により、包括的に支援していく。 ○地域支援にも「伴走型支援」視点を取り入れ、長期的に寄り添った支援を行うとともに、地域活動の担い手の養成・発掘や地域活動団体間のネットワーク化にも引き続き、取り組んでいく。 ○アフターコロナを見据え、ICTを活用した広報活動の展開や参加しやすい登録講座等を実施することで提供会員を拡大し、地域の相互援助活動の活性化を図っていく。 ○「おたよりでつながるまごころ」プロジェクト」を通してつながりができた施設同士が今後も継続して交流できるよう支援するとともに、アフターコロナで変容する地域課題を共有し、新たな取組を検討する。あわせて、各法人が主体的に参加しやすい仕組みについても検討していく。	○多世代交流スペース「はまるーむ」や勝どきデイルームで立ち上がった地域活動が、単発で終わることなく、長期で根付くよう協力していきたい。 ○ファミリーサポートや虹のサービスといったサービスの提供会員を増やす具体的な施策を推進していただきたい。 ○地域の気付きと行政の連携を強化していただきたい。
施策の方向性(5)多様な住まい方の支援					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進 ②区民住宅の管理の適正化 ③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援 ④住み替え支援 ⑤生活困窮者の住まいの確保支援 ⑥グループホーム等の整備	○東京都パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、本区においてもパートナーシップ関係にある方を区民住宅等の申込資格に加えた。 ○高齢者や障害者の日常生活の円滑化や安全性の確保のため、住宅設備改善に要する費用を給付(高齢者12件、障害者8件)した。また、高齢者に対しては、令和4年度から、住宅設備改善給付の申請前に高齢者住宅設備改善アドバイザーを派遣し、助言や提案を行った。 ○一人暮らしの重度身体障害者、高齢者等が安心・安全な生活を続けることができるよう、緊急通報システムの設置(障害者12台、高齢者318台)を行った。 ○生活困窮者からの相談については、専門の相談員を配置し、必要に応じて住居確保給付金の支給(39人)を行ったほか、住居を持たない者に対しては、一定期間、宿泊場所の供与や食事の提供等(28人)を行った。 ○月島三丁目北地区の知的障害者グループホームについては、施工者や関係部署等と協議し、盛り込むべき機能やレイアウトを整理したうえで、設計をまとめるとともに、運営事業者の選定に向けた募集要項の作成等を進めた。。	B (B)	○サービス付き高齢者向け住宅等の供給は、土地・建物の確保が難しい本区の特性により供給には至っていない。 ○住宅設備改善給付及び緊急通報システムについて、必要な方が利用できるよう周知を行う必要がある。 ○障害者、高齢者等の一人一人にあわせた、質の高い効果的な住宅改善設備に資する給付を行う必要がある。 ○高齢者住み替え相談については、相談者の希望家賃と民間賃貸住宅の家賃相場に乖離がある等の理由で公共住宅の案内にとどまるケースが多い。また、住み替え支援制度の利用者も0名である。 ○障害者向け複合施設については、重度化への対応や医療的ケアが必要な方の受け入れ、地域生活拠点としての機能充実が求められる、こうしたニーズに可能な限り対応できる運営事業者の選定が必要である。 ○「中央区高齢者の生活実態調査」（令和4年度実施）では、介護が必要となっても自宅で暮らしたいと考える高齢者が多数いる一方、介護施設への入所を希望する高齢者も一定数いることから、地域の人口動向や区民ニーズを見極めながら施設整備を検討する必要がある。	○再開発等の機会を捉えながら、サービス付き高齢者向け住宅の供給誘導を進めていく。 ○ケースワーカーの戸別訪問やおとしより相談センターとの連携等により、サービスが必要な方への周知に努めていく。また、高齢者向けの緊急通報システムは、固定電話がなくても設置できる無線形式の機器を加え、より利用しやすいシステムとしていく。 ○ケースワーカーやケアマネジャー、高齢者住宅設備改善アドバイザーの助言により設備給付の適正化を図るとともに、アドバイザー派遣による効果検証を行っていく。 ○高齢者住み替え相談については、他の事業との統合も視野に入れて、事業の継続について検討していく。 ○障害者向け複合施設の運営事業者への補助事業を検討するとともに、施設開設時及び将来にわたってのニーズに対する方針を評価して事業者の選定を行う。 ○在宅生活が困難となった一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットとして、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力を活用した認知症高齢者グループホームの確保に向け、中長期的な視点で整備を推進していく。	○高齢者の要介護期間を支えるだけの人的資源が本区に準備されているのだろうか。施設の数、暮らしを支える専門職の数等の目標値を示していただけると区民が暮らしの計画を立てやすいのではないかと考える。

基本施策2　気づきあい支えあいつながる地域づくり					
施策の方向性(1)地域コミュニティの活性化					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課　題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①さまざまな主体による活動の推進 ②多世代交流の促進 ③地域活動拠点の整備 ④地域における防災・防犯活動の支援 ⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	○従来の「町会・自治会ネット」は区ホームページに統合され、町会・自治会の活動状況は「町会・自治会ネットTwitter」で情報発信を行った。 ○町会・自治会の「手づくり行事」や「盆踊り大会」の費用の一部を助成(計137件)したほか、分譲マンション管理組合交流会を3回開催した。なお、「盆踊り大会」は助成対象の期間制限を令和4年度に限り撤廃した。 ○3年ぶりに中央区大江戸まつり盆おどり大会、中央区雪まつりを開催したほか、コミュニティふれあい銭湯の開設により、区民間の交流を促進した。 ○多世代交流スペース「はまる一む」では8団体、勝どきデイルームでは23団体が地域活動を行ったほか、それぞれの拠点でおとなりカフェを実施した。また、防災をテーマに、地域交流を目的とした講座を「はまる一む」で開催(延べ参加者数27人)した。 ○温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」は、地域のあらゆる世代が集い、交流し、にぎわいと地域コミュニティの拠点となる「はるみらい」へのリニューアルに向け、準備を進めた。 ○新型コロナウイルス感染症の制限緩和に伴い、3年ぶりに区民を対象にした防災拠点訓練を実施(参加者数1,887人)した。また、幅広い世代の参加を促すため、綱渡り訓練やミニ消防車運転体験等、子どもが楽しめる訓練を実施した。 ○商店街と町会・自治会が連携したイベントを実施(1事業)したほか、多くの商店街がコロナ禍でも工夫を凝らしイベントを実施(40事業)した。	B (B)	○町会・自治会によってSNS等のデジタル活用に差が生じている ○町会・自治会を核とした区内団体等との連携を強化し、地域コミュニティのさらなる醸成及び活性化を図る必要がある。 ○新たな区民施設の整備の際は、施設の用途に応じて、地域住民、地元企業等が主体的かつ継続的に施設の運営に参加できる仕組みが必要となる。 ○継続的に地域活動を行える場所の確保が難しい。また、スポーツ活動の場所についても、新たな場の確保には至っていない。 ○地域コミュニティが希薄化していることから、防災拠点訓練については訓練内容の充実を図る等、より多くの区民参加を促す必要がある。また、在宅避難を推進するため、防災拠点を「避難所」としての機能だけでなく、在宅避難者を支援するための「地域活動拠点」や「情報拠点」等様々な機能を有する施設としても周知を図る必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、以前のようににぎわいが失われつつある商店街もある。また、外国人観光客受け入れ環境の充実を図るだけではなく、日常の買い物の場としてのにぎわい創出を図る必要がある。	○町会・自治会に対し、SNS等の開設や運用方法についての講座を開催する等、地域活動のデジタル化推進に向けた支援を行っている。 ○地域の手づくりイベント推進助成において、助成対象団体に連合町会を加えるとともに、区内の団体等と連携してイベントを実施する場合に金額を上乗せする「地域連携加算」を行う。 ○地域主体の施設運営の実現に向け、地域住民、地元企業、指定管理者等との意見交換を行っている。 ○地域活動を行える場所として、京橋地域活動拠点の整備を進めるほか、地域活動拠点として活かせる社会資源の開拓に努める。また、スポーツの場については、学校の新築、改築やスポーツ施設の改修の機会を捉え、確保策を検討していく。 ○防災拠点訓練について、より実践的かつ効果的な訓練となるよう内容の充実を図るほか、多世代が参加できる訓練内容を検討する。あわせて、防災拠点の周知や在宅避難を推進するため、防災講演会等の機会を捉えた周知とともに、各種防災パンフレットについても適宜見直しを行いながら、防災知識の普及・啓発を図っていく。 ○商店街のイベント等を通じて、区民等が地域や商店街への理解を深める機会を増やすとともに、キャッシュレス決済システムの導入、配送サービス等、日常の買い物の場としての地域サービスを支援していく。	○災害時の共助のために、町会自治会のSNS等による情報発信や、町会イベントの実施、若い住民が参加しやすい防災拠点訓練は有効だと思う。
施策の方向性(2)地域の担い手や活動団体の育成・支援					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課　題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①地域の担い手の養成 ②さまざまな主体との協働の推進 ③ボランティア活動の支援 ④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援 ⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援（再掲）	○地域における顔の見えるつながりづくりや生きがいとしての地域活動を学ぶ「担い手養成塾」（修了者数16人）、地域活動のリーダーとなる区民の養成を目指す「場づくり入門講座」（参加者数24人）の開催や、高齢者が地域の身近な場所で継続して健康づくりに取り組むためのボランティア（さわか体操リーダー(登録者数32人)、元気応援サポーター(登録者数26人)）の育成を行った。 ○協働事業「一緒に体を動かそう～障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業～」をスポーツ課との協働により実施した。 ○ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」における団体応援寄附の受付を令和4年度から開始し、地域貢献活動団体等への支援体制を整えた。	B (B)	○「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」、「ボランティア講座」の修了生が実際に活動を行うまでのフォローアップが必要である。 ○協働提案事業については、団体等から3件の相談があったが、採択には至らなかったことから、庁内の協働に対する理解・認識を深める必要がある。	○修了生同士の交流の場を提供するなどモチベーションの維持を図れるような支援を行っていく。また、「ボランティア講座」については、講座と活動が連動した実践的な講座内容を企画していく。 ○職員研修等で協働事業の周知を図るほか、庁内各課に実施した協働に関するアンケート結果をもとに、協働提案事業採択の可能性を高めていく。	○担い手養成講座、場づくり入門講座、協働ステーションの講座に参加する人の多くが、何ができるのかを探しているように感じる。こういったニーズがあるのかを示し、ステップアップできる実践的なフォローアップが担い手の育成に必要なであると考える。

施策の方向性(3)重層的見守りネットワークの充実					
取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①民生・児童委員の活動支援 ②青少年の健全育成支援、家庭教育支援 ③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進 ④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大 ⑤民間事業者等による見守り体制の推進 ⑥地域の支援者のネットワーク化	○民生・児童委員協議会を年9回開催したほか、相談支援機関との連絡会、職務研修会、施設見学会を開催し、民生・児童委員の資質向上を図った。また、子育て支援イベント等の行事において、民生・児童委員普及啓発グッズを配布し、活動の周知を図った。 ○青少年対策地区委員会が各地域の実情に合わせて行うバスハイク等のイベント助成を行った。また、PTAや地域の子育て支援団体等の協力を得て、オンライン開催等の工夫をしながら家庭教育学習会(72回)を実施した。 ○見守りを希望する高齢者への戸別訪問や街中での声掛け等を行う地域見守り活動団体(27団体)に対し、活動費の支援や団体同士の交流会を開催した。 ○身近な地域で悩みを抱えた人に気付き、支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」、認知症の正しい知識を持ち認知症の人を応援する「認知症サポーター」の養成講座を実施した。ささえあいサポーター養成講座については、フォローアップ研修と交流会も実施した。 ○宅配事業者等、通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を実施する事業者と協定を締結(26事業者)し、地域のおとしより相談センターと連携して高齢者を支援する見守り活動を実施した。	B (B)	○民生・児童委員の高齢化や地域の実情に精通した方の減少等により民生・児童委員の候補者の選出が難しく、定数124名のうち23名が欠員（補充を要さない6地区を含む）となっている。また、働きながら活動を行う委員にとっては、協議会や連絡会の出席、自主活動の負担が大きくなっている。 ○家庭教育学習会は参加が難しい家庭や地域との関係が希薄で子育てに不安を感じている保護者等に対して参加を促す必要がある。 ○町会・自治会、マンション管理組合を単位として組織された地域見守り活動団体（あんしん協力員）の高齢化により、新たな担い手の確保や見守り方法の工夫が必要である。 ○ふれあい福祉委員会の活動単位は町会・自治会であり、ある程度組織化できる前提がないと新規の立ち上げが難しい。また、後継者不足も課題となっている。 ○毎年一定数のささえあいサポーターが増加しているものの、コーディネーターとサポーターの関係づくりが十分でない面がある。	○民生・児童委員の候補者選出については、居住年数の長くなってきた大規模マンションの自治会にも働きかけるほか、今期で定年を迎える委員にも早期から後任の選出について協力を依頼する。また、都から配布されたモバイルPCを活用した協議会のオンライン開催や通知文のデータ化等を検討し、民生・児童委員活動の負担軽減を図る。 ○家庭教育学習会については、SNSを活用した周知をするほか、オンライン開催、テーマや開催時期等を考慮し、参加が難しい家庭も参加しやすい学習会を実施していく。 ○地域見守り活動団体を増やすため、おとしより相談センターと連携し事業の周知を図るとともに、交流会の開催を通じて、他団体の好事例の共有等により、協力員の確保に向けて支援を行っていく。 ○町会・自治会を単位とした活動のメリットを維持しながら柔軟に活動できる仕組みを検討するとともに、新規委員会の立ち上げや継続に向けた支援を行う。 ○フォローアップ研修において、グループワークの要素を取り入れ、サポーター同士やコーディネーターとの交流が促進される工夫を行っていく。	○民生・児童委員による高層マンションの住民に対する見守りの方法を民生・児童委員と区とで協議しながらいい方法を作っていければ良い。 ○定年退職直後の人が、民生・児童委員として役割を担えるような仕掛けや若年層の活用等、既存の枠組みを超えた重層的な互助関係を作っていくことが必要であると感じる。 ○地域の見守りの下支えとなるよう「ささえあいサポーター」「認知症サポーター」の認知度向上に向けた取組を推進していただきたい。
施策の方向性(4)心のバリアフリーの推進					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①福祉教育の推進 ②障害者等の参加・交流機会の充実 ③多様性を認め合うまちづくりの推進 ④多文化共生の意識醸成 ⑤男女共同参画の推進	○社会福祉法人連絡会で実施した「おたよりでつながるまごころ”プロジェクト」により福祉センターにおいて保育園児が音楽発表を行い、交流の機会を広げることができた。 ○区職員に対し障害者差別解消法対応研修、福祉体験研修を実施した。また、発達障害に関する講演会、障害者の災害時避難生活をテーマにした講演会の開催のほか、「ポケット中央」で「ピア活動」をテーマとした他区の取組を動画配信により紹介した。 ○各小中学校の特色ある教育において、障害者スポーツ体験や障害者の生活体験(点字・車いす)等を実施した。 ○徹底した感染対策のもと「健康福祉まつり2022」を開催し、3年ぶりに屋外ステージでの発表を行った。 ○障害者スポーツ体験会を開催し、参加者の満足度を高めるため今年度から新規種目のユニカールを導入した。 ○区内在住・在勤の外国人と日本人が日本の文化等の体験を通じて交流できる国際交流のつどいを3年ぶりに開催(参加者数410人)した。 ○男女共同参画講座等の開催や、男女共同参画ニュース「Bouquet」の発行により男女共同参画の意識啓発を図った。	B (B)	○区立中学校職場体験学習や福祉センター利用者と保育園児との交流については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない年が続いている。 ○障害者理解のための啓発講座や障害者スポーツ体験会等は参加者が伸び悩んでおり、参加者の顔ぶれも固定化している。 ○平成30年度から運用を開始した「育ちのサポートカルテ」を普及啓発させるため、これまで同一のテーマで発達障害に関する講演会を実施していたが、カルテの見直しも踏まえ、講演会等の内容も見直す必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生海外体験学習及びオーストラリア中学生の受け入れは実施できなかった。 ○男女共同参画講座の実施にあたっては、参加意欲を喚起するテーマ設定はもとより、参加方法の検討も必要である。	○子どもの頃から障害と障害者に対する理解を深めることは重要であり、職場体験学習や保育園との交流活動を再開し、障害者と触れ合うことを通じて障害理解を進めていく。 ○各種講座等については、関係機関等と連携しながら様々な機会を捉えて積極的に周知を図るとともに、障害者スポーツ体験会については、参加者やスタッフからのアンケート結果を参考に開催日程な運営方法についての検討を行っていく。 ○より広く発達障害に対する理解の促進を図るため、講演会等のテーマを柔軟に設定する。 ○海外体験学習の確実な実施に向けて、学習内容やサザランド市・姉妹都市委員会との連携の在り方を検討していく。 ○講座の主な対象者や内容によっては、オンライン講座を実施するとともに、受講者アンケート等の意見や周辺区の取組を参考に、企画を検討していく。	○障害者全般がスポーツ以外の色々な行事に安心して参加できる仕組みを作っていただきたい。 ○障害のある方、メンタル不調の方と交流する場を通して、少しずつ理解を進めていきたい。

基本施策3 地域生活を支える保健医療福祉の基盤づくり					
施策の方向性(1)地域保健医療体制の整備					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①かかりつけ医等の普及 ②緊急医療体制の確保 ③災害時の応急救護体制の整備 ④福祉避難所の体制整備 ⑤災害時要配慮者への支援	○令和4年度より、医療救護所等の災害時医薬品の見直しに着手し、医師会、薬剤師会への調査を行うとともに、応急救護連携会議において意見交換を実施、見直しに向けた取組を着実に実施した。 ○聖路加国際病院との合同で、緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施した。実施にあたっては、前年度の訓練で確認した軽症者誘導の効率化等の課題を改善し、スムーズに運営することができた。 ○総合防災訓練の際に、桜川敬老館において福祉避難所の開設・運営訓練を実施し、生活相談員の派遣を担う聖路加国際大学からの見学者を受け入れるとともに、避難者役として区民にも参加してもらった。訓練では、開設準備から避難者受付、居室への誘導等を実施し、実践的な訓練となった。 ○災害時地域たすけあい名簿を活用し、防災拠点での安否確認訓練を4拠点で実施した。また、マンション管理組合等への名簿提供に向けた説明会を実施し、3つのマンション管理組合等と協定を締結した。 ○全ての介護保険サービス事業者にBCPの作成が義務付けられ、事業所の防災意識が高まったこともあり、事業所から管轄エリアのおとしより相談センターへ災害時事業所状況報告書を送る報告訓練の参加事業所数が大幅に増加した(12事業所→41事業所)。	A (B)	○災害時に医療救護活動拠点を中心とした関係各所との連携がスムーズに進むよう、また、医療救護所等に備蓄している医薬品や医療器材について、災害時に有効に活用できるよう十分に検討する必要がある。 ○発災時に緊急医療救護所の軽症者治療エリアにおいて災害処方箋を交付し、近隣薬局等で調剤できるよう、関係各所との協議・調整が必要である。 ○福祉避難所の開設・運営にあたっては、全ての職員が避難所の機能や役割を熟知し、災害時の状況を迅速に把握し柔軟な対応が求められる。また、福祉センターは区内唯一の障害者向け福祉避難所となることから、様々な障害特性を踏まえた環境を整える必要がある。 ○災害発生に備え、訓練参加事業所数をさらに増やしていく必要がある。	○引き続き応急救護連携会議において、医療救護活動拠点を中心とした関係各所との連携、災害薬事センターの機能を活用した医薬品等の配備、災害時に有効な医薬品や医療資器材の備蓄等、災害時の医療救護活動が円滑に実施できるよう検討を進めていく。 ○災害処方箋の取扱いについて関係各所と協議・調整を行い、緊急医療救護所における対応力を高めていく。 ○福祉避難所の開設・運営に従事する職員を対象に防災学習や実践訓練に参加する機会を増やし、スキル向上に取り組むほか、他自治体の事例等を収集し、避難所の機能向上を図っていく。 ○安否確認訓練を活用し、他部署と連携して行う実践的な訓練の実施を検討する。	○福祉避難所の開設訓練について、障害者自身が参加する訓練も必要だと思う。 ○障害者施設は24時間対応しており、夜間に災害が起こった場合の職員体制を危惧している。緊急時に、利用者の容体などを見据えた講習を毎年行うことが大事だと思う。 ○災害時に、区の施設の職員が参集できるのか、施設機能を維持できるのか、福祉避難所の開設できるのかという視点での対策も必要だと感じる。
施策の方向性(2)健康危機管理対策の推進					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①感染症対策の推進 ②衛生的な環境の確保 ③食生活の安全確保 ④医事・薬事の安全確保	○これまで積極的勧奨を控えていた子宮頸がん予防接種について、令和4年度より勧奨が再開されたため、区内在住の小学6年生から高校1年生相当の女子に対し接種勧奨を行った。 ○新型コロナウイルス感染症の検査実施医療機関の増加や東京都による抗原検査キットの配送等が開始され、区における検査数が減少したことから、令和5年3月に「PCR検査センター」を閉鎖し、保健所においても検査キットの配布を行う等、感染状況に対応した体制を確保した。 ○令和4年8月に数寄屋橋公園に臨時のコロナワクチン接種会場を設け、接種を行ったほか、9月からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。 ○環境衛生関係施設(381件)、食品関連施設(4,234件)、医療関係施設(289件)、薬事衛生関係施設(858件)への監視指導を、それぞれ実施した。 ○医療安全講習会については、会場参加型から動画配信に変更することで3年ぶりに実施した。	A (A)	○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の感染症対策の体制づくりを検討する必要がある。 ○旅館業施設については、宿泊客が増加傾向にあるほか、施設に係る申請・苦情・相談の増加も予想されるため、適切な対応が求められる。 ○町会等のねずみ防除に係る経費の一部を補助する事業は、当初令和3年度までの事業であったが、2年延長し、令和5年度までの事業となっている。	○新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、高齢者施設等における対応や受診相談機能等、感染症対策として必要なものは継続するとともに、コロナ禍で強化された医師会や聖路加国際病院等との連携体制を生かしながら、感染症全般に対応できる体制を整えていく。 ○旅館業施設への立入検査を強化し、衛生管理、宿泊者名簿記載等の法令遵守を図るとともに、監視指導結果を踏まえた監視指導を計画的に実施し、環境衛生水準の維持確保を図っていく。 ○地域ねずみ防除促進事業の活用がない団体の要望に応じて、事業の説明を行い、ねずみ対策の実施を促すとともに、事業終了後のねずみ対策の事業のあり方を検討していく。	○医療、看護、介護のほかソーシャルワーカーも含めた連携体制が必要だと思う。 ○今後、新型コロナウイルス感染症の中等症以上の方も増えてくる可能性があり、現在の対応では足りないと感じるため、保健所の体制強化が必要ではないかと思う。 ○感染症発生時にどういった体制で対応するのかという「シナリオ」を作っておく必要があるのではないかと。 ○訪問看護事業者が安心して業務に従事できる感染症対策をとっていただきたい。

施策の方向性(3)福祉サービスの質の向上・人材確保					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化 ②第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 ③福祉サービス苦情相談窓口の設置 ④福祉専門職等人材の確保	○社会福祉法人(ひかりの子、道輝会)、私立認可保育所(全園)、障害者福祉サービス事業所(17事業所)、介護サービス事業所(1事業所)に対し、実施指導検査を実施した。なお、介護サービス事業所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、書面により指導を行った。 ○中央区福祉保健部指定管理者評価委員会における各施設の評価結果(12法人17施設)を、所管課を通じて指定管理者にフィードバックし、改善を促すことで区民サービスのより一層の向上につなげた。 ○保育所(36件)、障害者施設(3件)、高齢者福祉施設(6件)、介護サービス事業所(6件)に対する第三者評価の受審費用を助成し、受診の勧奨を行った。 ○受け入れ可能な施設から、活動方法を協議しつつ、介護相談員の派遣業務を再開(14回)した。 ○介護人材確保支援事業に19人、介護職合同就職相談・面接会に22人が参加し、18人が区内のサービス事業所に就職することができた。	B (B)	○介護サービス事業所において、従来の訪問による指導は感染症拡大時には実施できず、書面のみの指導でも実態把握が難しいため、効果的な指導体制の検討が必要である。 ○第三者評価の結果では、一部施設において、人材の確保・定着や職員間のコミュニケーション、業務のマニュアル化等、継続した課題が散見される。 ○宿舍借上支援事業(保育士)は他区の同種の事業と比較しながら、保育士人材の定着を図る施策の検討が必要である。 ○介護人材確保支援事業で就職した13人のうち、2人が家庭の事情により離職している。また、宿舍借上支援事業(介護)は事業が終了するため、新たな支援策を検討していく必要がある。	○従来の訪問による指導を再開するとともに、感染症の拡大リスクや事業所に対する負担等を軽減するため、時間短縮を行う等、実施方法等を検討していくとともに、実施回数を増やし運営指導の有効性を高めていく。 ○第三者評価の受審結果を踏まえて、施設面談を行い、課題認識の共有や解決へのアプローチを行っていく。 ○宿舍借上支援事業(保育士)は、利用する保育士の雇用年数の制限を撤廃する等、引き続き効果の高い制度となるよう見直しを行っていく。 ○介護人材確保支援事業は、就職後も雇用に関する様々な相談を受け、希望があれば、事業利用者に再度、雇用先を紹介する等継続的な支援を行っていく。また、宿舍借上支援事業(介護)は、既存事業の検証とともに事業所のニーズを調査し、事業内容を設計していく。	○医療機関のみならず、介護施設等の職員も含めた研修や勉強会を日常的に開催していただきたい。 ○介護人材については、今後加速度的に不足することが予想されるため、人材の確保のほか定着も視野に入れたサポートが必要だと考える。

施策の方向性(4)生活困窮者等の自立支援					
取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①暮らしと仕事の自立支援 ②ひとり親家庭の自立支援 ③子ども・若者の学習支援 ④ひきこもり支援	○生活困窮者からの相談に対し策定した支援プランの適切性の協議やプランのモニタリング、評価と支援の終結を行う支援調整会議を13回開催し、220件の自立支援プランを作成した。 ○母子・父子自立支援員兼家庭・婦人相談員によるひとり親家庭の相談対応(463件)を行い、必要に応じて生活支援課や子ども家庭支援センター等と連携しながら支援を行った。 ○生活困窮家庭及びひとり親家庭の子どもの学習・生活支援事業については、小中学生及び高校生世代を対象に一体的に実施し、切れ目のない支援を行うとともに、地域の需要にあわせ、教室の増設を行った(利用者数:小学生38人、中学生52人、高校生世代17人)。 ○受験生チャレンジ支援貸付事業は、収入要件の緩和等により支援対象が拡大したことから、貸付け実績が大きく増加した(39件→80件)。 ○中央区ひきこもり支援会議を2回開催し、ひきこもり実態把握アンケート調査結果を踏まえた今後の事業展開についての協議や、ひきこもり支援に関する勉強会、ひきこもり個別支援検討等を行った。	B (B)	○ひとり親家庭相談等への相談件数は増加しており、相談員の増員等により相談体制の見直しを図っているが、さらなる支援の拡充が必要である。 ○受験生チャレンジ支援貸付事業について、必要な家庭に周知が行き届くよう工夫が必要である。また、相談者の複合的な課題に気づいた際は、他制度の情報提供や関連部署への適切なつながりも必要である。 ○集合住宅に居住することが多い本区の特性上、ひきこもり状態にある方は潜在化しやすく、課題が深刻化する前の早期の支援や包括的な支援が必要である。また、高齢者の場合、介護保険サービスの利用等によりひきこもりの解消につながるものの、地域とのつながりが構築されず、孤立状態のままとなることがある。	○DV被害者等の同行支援を委託することで、相談員が相談に専念できる環境を整え、ひとり親家庭等への支援体制の拡充を図っていく。 ○受験生チャレンジ支援貸付事業を知ったきっかけの統計を取り、周知方法の改善につなげていくとともに、福祉的な貸付であることを念頭に、一歩踏み込んだ相談支援体制がとれるよう丁寧な聞き取りを行う。 ○民生委員との連携や地域の緩やかな見守りのネットワーク構築に努め、早期の課題発見を目指すとともに、支援会議の活用等関係機関との連携強化を図り、包括的に支援していく。また、本人のつなぎ先となる社会資源の把握に努め、地域とのつながりを意識した支援を行っていく。	○ひきこもり対象者の社会的復帰を後押しし、継続的なサポートを行うため、ひきこもりの実態把握を積極的に推進していただきたい。 ○生活困窮が顕在化している中、本人の経済的・社会的な自立に向けた支援を地域福祉の課題として認識し、取り組んでいただきたい。

施策の方向性(5)権利擁護の推進					
取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①人権尊重 ②児童虐待防止 ③高齢者・障害者の虐待防止 ④成年後見制度の利用促進	○要保護児童等の適切な保護及び支援を図るため、要保護児童対策地域協議会の各種会議(代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議53回)を開催し、各関係機関間において要保護児童等についての情報共有や児童虐待に関する理解を深めた。 ○高齢者・障害者の虐待防止パンフレットを区民向けに配布するとともに、虐待防止マニュアルを介護事業者に周知し、虐待に関する通報・相談窓口の啓発を図った。 ○すてっぷ中央において、成年後見制度に関する相談(2,592件)や権利擁護支援事業に関する相談(515件)に応じたほか、成年後見制度に対する理解を深めるための講座・相談会を実施した。また、地域における成年後見制度の担い手を確保するため社会貢献型後見人候補者の養成(4人)や制度の利用が必要な方の早期発見・支援のため権利擁護支援地域連携ネットワーク連絡会を開催(2回)した。	A (A)	○児童虐待、ヤングケアラー、宗教2世・3世を含む要保護児童等の早期発見や、適宜適切な支援が今後ますます求められる。 ○妊娠届出時に助産師・保健師による面談や新生児訪問により母子の把握を行っており、引き続き、継続した支援を行う必要がある。 ○障害者虐待防止のさらなる推進として、令和4年度より、事業者の従事者への研修の実施や、虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止等のための責任者の設置が義務付けられたため、福祉サービス事業所への周知や指導が必要である。 ○成年後見制度等の権利擁護が必要な方を早期に発見し適切な支援につなぐため、制度等に関するさらなる周知と地域関係者との連携を強化していく必要がある。	○令和6年7月に予定している子ども家庭支援センターの中央区保健所等複合施設への移転を契機に、より一層多機関が連携しやすい体制づくりを進め、要保護児童等への適切な支援を行っていく。 ○出産・子育て応援事業、バースディサポート等の新規事業の開始により、家庭状況の把握の充実が見込まれ、引き続き、妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築していく。 ○障害福祉サービス事業所の連絡会で虐待防止に関する取組の義務化について周知を図るとともに、取り組んでいない事業所に対しては、実地指導において適正な取組を指導する。 ○高齢・障害等の他部署との連携や様々な機会を捉えた効果的な制度周知を図るとともに、地域連携ネットワークの構築・強化に向け、権利擁護支援地域連携関係者ネットワーク連絡会の充実を図り、地域関係者の顔の見える関係づくりを進めていく。	○人生100年時代を迎え、成年後見・権利擁護制度への必要性は高まると考えられるため、必要な時期に必要なアドバイスやサービスを提供できるよう、体制の一層の充実を望む。
施策の方向性(6)ユニバーサルデザインのまちづくり					
取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課 題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①情報バリアフリーの強化 ②人にやさしい空間づくり ③子どもを守る安全なまちづくり	○区ホームページをリニューアルし、ユニバーサルデザインフォントを導入したほか、区内在住の外国人向けに「やさしい日本語」を活用したページを新たに作成した。 ○全地域の作成が完了したバリアフリーマップについて、令和4年度以降は順次更新を行っていくこととし、更新に係るボランティアを育成する講習会等を実施した。 ○毎週金曜日に手話通訳者を、毎週月、木曜日に英語の通訳・翻訳者を設置し、適切な案内を行った。 ○テレビ電話通訳や音声機械通訳による外国語通訳サービス対応のタブレット端末の設置部署を1カ所増やし、11カ所に設置した。 ○交差点部における歩道の勾配を改善し快適な歩行環境の拡充を図ったほか、公衆便所のバリアフリー化(1カ所)を実施した。 ○警察署や青少年対策地区委員会の協力を得て、子どもの遊び場として区内道路開放(5カ所)を行ったほか、9つの小学校で校庭開放を行った。	A (A)	○新たに作成した「やさしい日本語」を使用したページ内容の更新方法について検討を進める等、外国人に対する情報発信を充実させていく必要がある。 ○手話通訳者を設置しているが利用が少ない。また、外国語通訳タブレット端末の導入により、英語通訳窓口の依頼件数は減少している。 ○PTAの協力により学校開放事業の運営をしているが、PTAが担うことが困難な学校も見受けられるほか、学校行事等との兼ね合いにより開放日数等を増やすことが難しい。	○「やさしい日本語」を使用したページの関係部署から更新情報を収集し、ページに反映させるほか、ページへのアクセス数の分析によりページ構成の見直しを図る等、外国人への情報発信を強化していく。 ○手話通訳の設置についてはタブレット端末による手話通訳の導入についても検討する。また、英語通訳については、タブレット端末では対応が難しいケースもあり、今後も窓口職員との連携により適切な案内を継続する。 ○学校施設の新築・改築の際は、施設開放を前提とした施設整備を推進するとともに、各校の状況やPTAの意向を踏まえながら、必要に応じて、実施や実施主体の見直しを図る。	○さらなる施策の推進に努められたい。